

2024年度上半期の障害者虐待の状況について（速報値）

※数値については速報値であり、今後、精査により変動する場合があります。

（１）2024年度上半期における障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

2024年4月1日から2024年9月30日までの本県の障害者虐待の状況については、相談・通報・届出件数が合計688件であり、うち虐待と判断された件数は196件だった。

虐待類型別の件数は表1に示すとおりで、「養護者による障害者虐待」（以下、「養護者虐待」という。）に関する相談等が最も多く全体の55.2％を占め、次いで障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下、「施設虐待」という。）、使用者による障害者虐待（以下、「使用者虐待」という。）となっている。

虐待と判断された196件の内訳においても、養護者虐待が最も多く、全体の65.8％を占め、次いで、施設虐待、使用者虐待となっている。

養護者虐待は、「相談・通報・届出件数」及び「虐待判断件数」とともに増加傾向であり、虐待と判断される割合は30％以上となっている。

施設虐待も、「相談・通報・届出件数」及び「虐待判断件数」とともに増加傾向であり、虐待と判断される割合は20％程度となっている。

使用者虐待は、「相談・通報・届出件数」及び「虐待判断件数」とともに概ね例年並みである。

表1 2024年度上半期の市町村等への障害者虐待に係る相談・通報・届出件数等

	養護者			施設従事者			使用者			合計	
	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数	虐待判断率	相談・通報・届出件数	虐待判断件数
2024年度上半期	380件	129件 (調査中59件除く)	33.9％	252件	59件 (調査中65件除く)	23.4％	56件	8件 (調査中19件除く)	14.3％	688件	196件
2023年度	655件	205件	31.3％	519件	116件	22.4％	98件	20件	20.4％	1,272件	341件
2022年度	559件	160件	28.6％	360件	71件	19.7％	112件	31件	27.7％	1,031件	262件

※2022年度、2023年度の数値は、4月1日から翌年3月31日までの1年間分であり、対象期間が異なる。（以下同様）

※2024年度上半期の数値は、速報値であり、今後、精査により変動する場合があります。（以下、同様）

(2) 虐待と判断された事案における被虐待者の障害種別（表2）

養護者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、精神障害が68人と最も多く、次いで、知的障害が49人となっている。

施設虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、知的障害が62人と最も多く、続いて身体障害、精神障害となっている。

使用者虐待における被虐待者の障害種別ごとの人数は、身体障害、知的障害及び精神障害が一律3人となっている。

表2 虐待類型別の被虐待者の障害種別 (人)

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他 ・不明	虐待判断件数
養護者	19 (40)	49 (83)	68 (88)	2 (5)	2 (3)	129件 (205)
施設	17 (171)	62 (599)	15 (210)	2 (17)	3 (14)	59件 (116)
使用者	3 (4)	3 (10)	3 (10)	1 (2)	0 (0)	8件 (20)
計	39 (215)	114 (692)	86 (308)	5 (24)	5 (17)	196件 (341)

※括弧内は2023年度の件数（以下同様）

※重複障害者は二重計上しており、また、1件に複数の被虐待者が含まれる場合があるため、虐待判断件数とは合致しない。（以下同様）

(3) 虐待と判断された事案における虐待種別

虐待と判断された事案における虐待種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任、性的虐待となっている（表3）。

虐待類型別の虐待種別を見ると、養護者による虐待においては身体的虐待、施設従事者による虐待においては心理的虐待、使用者による虐待においては経済的虐待の割合が高い。

表3 虐待と判断された事案における虐待種別 (人)

	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的	虐待判断件数
養護者	94 (146)	2 (1)	27 (61)	10 (17)	13 (19)	129件 (205)
施設	34 (50)	4 (8)	41 (43)	5 (10)	2 (29)	59件 (116)
使用者	0 (2)	0 (1)	0 (7)	0 (0)	8 (14)	8件 (20)
計	128 (198)	6 (10)	68 (111)	15 (27)	23 (62)	196件 (341)

（４）養護者による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、警察からの通報が最も多く１９１人、次いで相談支援専門員６９人、施設従事者が５５人となっている（表４－１）。

警察からの通報の内訳としては、本人が最も多く１４１人、次いで家族・親族１８人となっている（表４－２）。

警察への相談・通報・届出者を合算すると、被虐待者である障害者本人からの届出が最も多く１８５人となっている。

表４－１ 相談・通報・届出者の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	警察	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
４４ (８１)	１０ (２０)	３ (８)	１ (２)	１４ (２９)	０ (０)	６９ (１０４)	５５ (７４)	０ (１)	１９１ (２９２)	８ (２１)	１６ (３０)	２ (７)	４１３ (６６９)

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表１とは合致しない。

表４－２ 「警察」の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員	施設従事者	虐待者自身	市町村職員	その他・匿名	不明	合計
１４１ (１８５)	１８ (４４)	４ (１２)	０ (０)	２ (０)	０ (０)	０ (１)	１ (０)	１３ (１６)	２ (７)	９ (２２)	１ (５)	１９１ (２９２)

※表４－１，４－２における「その他」については、成年後見人、介護保険サービス事業所等の職員、通行人、消防等が含まれる。

②被虐待者から見た虐待者の続柄（虐待と判断された事案）

虐待をした養護者は、親（父、母）が約半数を占めている（表５）。

表５ 被虐待者から見た虐待者の続柄（虐待と判断された事案） (人)

父	母	夫	妻	息子	娘	兄弟・姉妹	その他	虐待判断件数
３５(５６)	３５(５５)	２８(３６)	５(８)	５(４)	１(３)	１６(２９)	１７(２４)	１２９件(２０５)

※複数の養護者からの虐待は二重計上しているため、表１とは合致しない。

※「その他」については、祖父母、同居人、交際相手、叔父叔母等が含まれる。

③被虐待者の性別（虐待と判断された事案）

被虐待者の性別は、女性が６１．２％を占めている（表６）。

表６ 被虐待者の性別（虐待と判断された事案） (人)

男性	女性	不明	虐待判断件数
５０(７２)	７９(１３３)	０(０)	１２９件(２０５)

④被虐待者の年齢（虐待と判断された事案）

被虐待者の年齢は、幅広い年代にわたっている（表7）。

表7 被虐待者の年齢（虐待と判断された事案） (人)

～17歳	18・19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	虐待判断件数
0(0)	5(11)	18(30)	14(18)	15(13)	9(22)	10(16)	15(25)	17(22)	15(28)	8(19)	3(1)	0(0)	129件(205)

⑤虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案のうち、約3割が分離を行っている（表8）。

表8 虐待に対する対応状況（虐待と判断された事案） (人)

分離を行った	分離を行わなかった	その他(同居していなかった等)	検討中	虐待判断件数
39(62)	80(104)	7(27)	3(12)	129件(205)

⑥分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行った事案の対応は、契約による障害福祉サービスの利用開始が最も多かった（表9）。

表9 分離を行った事案の対応の内訳（虐待と判断された事案） (人)

契約による障害福祉サービス	やむを得ない事由による措置	市町村独自事業による一時保護	医療機関への入院	その他	計
14(32)	4(2)	3(4)	4(12)	14(12)	39(62)

※「その他」については、賃貸住宅や実家、親族宅への転居、虐待者の逮捕勾留や施設入所等が含まれる。

⑦分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案）

分離を行わなかった事案の対応で最も多かったものは、養護者に対する助言・指導であった（表10）。

表10 分離を行わなかった事案の対応の内訳（虐待と判断された事案） (人)

養護者に対する助言・指導	養護者が介護負担軽減等の事業に参加	新たな障害福祉サービスの利用	サービス等利用計画見直し	障害福祉サービス以外を利用	その他（成年後見制度利用等）	見守り	計
43(86)	3(3)	6(18)	20(16)	1(4)	9(11)	13(72)	95(210)

※複数の対応をしている場合は二重計上しているため、合計数は合致しない。

⑧分離を行わなかった事案の対応における「見守りのみ」の内訳（虐待と判断された事案）

表 1 1－1 頻度

1 回/1 週間	1 回/2 週間	1 回/ 1 か月	1 回 2 ～ 3 か月	その他
0 （0）	1 （1）	0 （0）	7 （3 0）	5 （2）

表 1 1－2 主体

市町村職員	民生委員	訪問看護職員	その他
1 4 （1 9）	0 （0）	1 （0）	5 （1 4）

※「その他」については、相談支援専門員、訪問事業所、医療機関（ソーシャルワーカー）等が含まれる。

表 1 1－3 方法

訪問	来庁	電話	その他
5 （4）	0 （1）	7 （5）	5 （2 3）

※「その他」については、通所や通院の状況確認、関係機関との情報共有、相談支援専門員によるモニタリング等が含まれる。

表 1 1－4 結果

再発していない	再発したため、 別の対応をとった
1 3 （3 2）	0 （1）

※「別の対応」については、保護施設への移行、要介護認定を受け、地域包括支援センターへ対応の引き継ぎ、児童福祉担当部署と情報共有し連携した対応を行った。

（５）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

①相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者については、当該施設・事業所職員が９５人、行政職員が５５人、当該施設・事業所設置者が３４人、相談支援専門員が３１人となっている。当該施設・事業所（設置者・職員）からの相談・通報は、警察への相談・通報を合算すると全体の３８．５％であった（表１２－１、表１２－２）。

表１２－１ 相談・通報・届出者の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	警察	その他、匿名	計
２７（４９）	１８（４０）	６（１２）	３１（４９）	３４（６７）	９５（１１７）	２７（３０）	３（７）	６（１８）	５５（５１）	５（２）	２９（８６）	３３５（５２８）

※同一案件に対して、複数の相談・通報・届出があると二重計上しているため、表１とは合致しない。
※「その他」については、匿名希望の他、医療関係者、教職員、当該事業所の面接を受けて見学に行った者、成年後見人、ボランティア、通行人等が含まれる。

表１２－２ 「警察」の内訳 (人)

本人	家族・親族	近隣住民・知人	相談支援専門員	施設・事業所設置者	当該施設・事業所職員	施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	他の施設等職員	行政職員	その他、匿名	計
１（１）	３（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	０（０）	１（１）	５（２）

②障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案）

事業種別ごとの件数は、共同生活援助が最も多く２５件で、全体の４２．３％を占めている（表１３）。

表１３ 事実確認調査の対象となった障害者福祉施設・障害福祉サービス事業等の種別（虐待と判断された事案） (件)

障害者支援施設	生活介護	共同生活援助	短期入所	行動援護	放課後等デイサービス	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	居宅介護	その他	虐待判断件数
７（８）	１０（１３）	２５（６７）	２（３）	０（０）	６（８）	０（２）	６（８）	２（３）	１（４）	５９（１１６）



介護サービス包括型	外部サービス利用型	日中サービス支援型
１１（１６）	２（５）	１２（４６）

③虐待者の職種（虐待と判断された事案）

虐待者の職種の内訳は、生活支援員が３４人で最も多く、管理者が１０人、世話人が６人と続いている（表１４）。

表１４ 虐待者の職種（虐待と判断された事案） (人)

サービス管理 責任者	管理者	医師	設置者・ 経営者	看護職員	生活支援員	職業指導員	就労支援員	世話人	相談支援 専門員	地域移行 支援員	指導員
３（６）	１０（１２）	０（０）	２（３０）	０（２）	３４（４８）	０（４）	２（０）	６（１２）	０（０）	０（０）	２（２）
保育士	児童発達支援 管理責任者	児童指導員	栄養士・ 調理員	訪問支援員	居宅介護 従業者	重度訪問介護 従業者	行動援護 従業者	同行援護 従業者	その他従事者	不明	虐待判断件数
３（０）	１（０）	１（５）	０（０）	０（０）	３（３）	０（０）	０（０）	０（０）	３（７）	０（３）	５９（１１６）

※虐待者が兼任している場合は、二重計上しているため、虐待判断件数とは合致しない。

（６）使用者による障害者虐待

①業種別の虐待と判断された事案の件数

表１５ 業種別の虐待と判断された事案の件数 (件)

農業、 林業	漁業	鉱業、 採石 業、砂 利採取 業	建設業	製造業	電気・ガ ス・熱供 給・水道 業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業・小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	サービ ス業	教育、 学習支 援業	医療・ 福祉	公務	分類不 能の産 業	不明	計	うち、 就労継 続支援 A型
0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (8)	0 (0)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (20)	2 (4)

②被虐待者から見た虐待者の身分（虐待と判断された事案）

虐待と判断された事案における被虐待者から見た虐待者の身分は、事業主がほとんどとなっている（表１６）。

表１６ 被虐待者から見た虐待者の身分（虐待と判断された事案） (人)

事業主	所属の上司	所属以外の上司	その他	不明	計
7 (18)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (20)

③被虐待者の雇用形態（虐待と判断された事案）

表１７ 被虐待者の雇用形態（虐待と判断された事案） (人)

正社員	パート・ アルバイト	派遣労働者	期間契約社員	その他	不明	計
4 (7)	3 (11)	0 (0)	0 (1)	1 (1)	1 (6)	9 (26)

※同一事案に対して、複数の被虐待者がいる場合があるため、表１とは合致しない。